

令和3年度 第1回芦屋市美術品収集委員会 会議要旨

日 時	令和4年1月27日(木) 15:00~15:55
場 所	芦屋市立美術博物館 講義室
出席者	委員長 越智 裕二郎 委員長代理 中井 康之 委員 平井 章一 委員 飯尾 由貴子
事務局	生涯学習課長 岩本 和加子 生涯学習課係長 竹村 忠洋 生涯学習課員 石田 直也 生涯学習課員 松本 淳子 芦屋市立美術博物館 館長 石井 茂 学芸員 室井 康平 学芸員 大槻 晃実 学芸員 川原 百合恵 小学館集英社プロダクション 池野 美佳
欠席者	委員 中西 勉
会議の公開	<input checked="" type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 一部公開 <input type="checkbox"/> 部分公開 審議内容に非公開情報(個人に関する情報)が含まれているため。

議題

- (1) 収蔵美術品の審議
- (2) その他

内容

- 1 開会
- 2 生涯学習課長のあいさつ
- 3 委員出欠確認
- 4 会議の成立

委員定数5人中、4人の委員が出席しており芦屋市美術品収集委員会規則第4条第2項により会議は成立しました。

- 5 会議の公開について

(越智委員長)

それでは委員の皆様にご協力いただきまして、スムーズに審議を進めさせて頂ければと思います。

初めに、この委員会について公開または非公開について協議します。事務局からご説明をお願い致します。

(事務局：竹村係長)

芦屋市の附属機関につきましては条例や規則で公開することが出来ないと規定されているもの以外は、芦屋市情報公開条例第19条の規定に基づきまして公開が原則となっております。

非公開情報、例えば個人情報等が含まれる場合や、公開することにより公正または円滑な審議ができないと判断された場合は非公開とすることもできます。

また、会議録につきまして、非公開になった場合でも部分的にでも公開できる箇所につきましては、ホームページ等で公開してまいりますので、よろしくお願いいたします。なお、このホームページの公開等によって、皆様の発言が制約されるものではございませんので、率直なご発言をどうぞよろしくお願いいたします。

(越智委員長)

それでは本日の委員会は、議事内容に作品の寄贈者の個人に関する情報が含まれていますので、非公開としたいと思いますが委員の皆様いかがでしょうか。

<異議なし>

それでは、本日の会議は非公開とさせていただきます。

6 審議内容

(1) 収蔵美術品の審議について

(越智委員長)

それでは、「2議事等(1)収蔵美術品の審議」に移りたいと思います。

事務局からご説明をお願いします。

(事務局：竹村係長)

今回審議していただく作品につきましては、資料をお配りしていますけれども、菅井汲氏の作品14点、こちらは現在、美術博物館に寄託されている作品になります。もう一つの植松奎二氏の作品2点につきましては、昨年度末から今年度初めまで開催しておりました展覧会に展示した作品になります。

本市としましては、ともにこの美術博物館や芦屋市にゆかりの深い作家であるため、作品を美術博物館に是非収蔵し、活用していきたいと思提案させていただきました。

それでは、引き続き担当学芸員から作品について説明をさせていただきますが、実物を隣の体験学習室に用意しておりますので、隣の部屋に移動していただき、実物を見ていただきながら、担当学芸員から説明をさせていただきたいと思っております。それでは、隣の部屋にご移動ください。よろしくお願いいたします。

- ◆体験学習室で作品を見ながら学芸員より説明を受けた後、審議。
- ◆審議の結果、事務局提案作品をすべて収蔵することに決定。

(平井委員)

ゴムの葉の作品ですが、指示書があるということは、植松さんが立ち会わなくても、この指示書通りにすれば作品として成り立つという理解でよろしいでしょうか。

(担当学芸員)

はい、上から何センチということも指示があって、葉っぱの大きさもこれぐらいとか結構幅がありますが、それで展示をしてもらえたらこちらで作品として展示をしてもらってもよいとされています。

(平井委員)

この手の作品は、いつも言われることなんですけれども、ちょっと縁起でもない話ですが、植松さんいらっしゃらなくなった後も、この指示書通りにすれば、作品として成立すると考えでよいのでしょうか。

(担当学芸員)

はい、そのようには聞いていますが、ただ指示書にはそういうことは書かれてはおりません。今回、指示書での収蔵は芦屋では初めてのことなんですけれども、今後そういったことに対応するために、何か作家の先生と取り決めておくこととか、いただくようなことはあるものなのではないでしょうか。

(平井委員)

協約書とか、何か一筆あればいいと思うんですけれども。

(越智委員長)

結構書かれているので、そのまま使われたらいかがでしょうか。私が静岡県美の時に、高松次郎の『たるみ』という作品を購入した時に、高松次郎さんに展示指導に一回来ていただいたのですが、何度かやってみてふわっとたるみができる、「こんな感じでいいんだよ」と言っていたんです。それで、高松次郎さんが意外と早く亡くなってしまわれて。それ以降は私がいるときは私がやって、私が出てからはその方法をスタッフに伝えて、今でもそれでやっている

思います。高松次郎さんの場合は指示書はありませんでしたけれども、そういうことでやっているのです。これ以上のことは、植松奎二さんご存命の間にお聞きしておいて、何か記録でもされておかれたらいいんじゃないですか。

(平井委員)

スタッフの皆さんがずっといる訳でないのですね。自分の反省を込めて言うのですが、自分が館にいるうちはいいのですけれども、自分がいなくなったときに、「これどうすればいいですか」という話になることが多いので。作家さんが何も指示を残しておられないとかね。今委員長が言われたように、見ている人間は分かるのですけれど、それがうまく伝わらないということもあるので、何かもう少し手掛かりが後の人のために残っている方がいいかなと思います。

(越智委員長)

今回の展示で良く見たと思うから、次展示する時に写真に撮って、こんな風にやるんだよって。葉っぱ、こっちが茶色くなったら代えるんだよって残すといいんじゃないですかね。

(平井委員)

あと版画は2つとも勝野さんよりも以前の所有者がいると思うんですよ。「ときの忘れもの」は、菅井さんや菅井さんの契約画廊からではなく市場に出たものを買っていると思うので。版画なので追う意味はないかもしれませんが、「ときの忘れもの」に問い合わせ、来歴がわかれば面白いかもしれませんね。

(事務局：竹村係長)

そうしましたら、お二人の作品を今回審議していただいて、収蔵して頂くということになりました。ありがとうございました。

以上で本日の収集委員会を終了させていただきます。

以 上